

○公的研究費の不正な使用の防止等に関する規程

(平成19年9月28日規程第65号)

**改正** 平成20年3月21日規程第23号 平成20年9月26日規程第54号  
平成21年3月26日規程第14号 平成21年5月28日規程第22号  
平成21年9月17日規程第46号 平成21年12月25日規程第64号  
平成22年3月25日規程第22号 平成22年6月23日規程第39号  
平成23年3月10日規程第11号 平成24年5月24日規程第44号  
平成25年3月28日規程第25号 平成26年10月23日規程第73号  
平成26年11月14日規程第77号 平成27年2月26日規程第22号  
平成26年12月25日規程第93号 平成27年3月12日規程第37号  
平成28年3月31日規程第49号 平成30年3月30日規程第35号  
平成30年6月29日規程第61号 令和2年3月25日規程第254号  
令和2年3月25日規程第254号 令和3年3月31日規程第420号  
令和5年3月23日規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費（研究所において管理する全ての資金をいう。以下同じ。）の不正な使用（以下「不正使用」という。）の防止等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程における「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は法令、研究所の規程等並びに外部資金の配分機関の定め違反した使用をいう。

3 この規程における「外部資金」とは、国内外の政府機関及び学術奨励団体等からの研究補助金、研究助成金等並びに公的な受託研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第2条 公的研究費の不正使用の防止等について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、次条及び第4条に定める統括管理責任者及び研究費適正使用推進責任者が責任を持って公的研究費の不正使用の防止を図ることができるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4 最高管理責任者は、研究所における公的研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用の防止について研究所全体を統括する責任と権限を有する者として、統括管理責任者一人を置く。

2 統括管理責任者は、研究コンプライアンス本部長をもって充てる。

(研究費適正使用推進責任者)

第4条 研究所の各組織における公的研究費の不正使用の防止について責任と権限を有する者として、別表の左欄に掲げる各地区に研究費適正使用推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、別表の中欄の推進責任者欄に掲げる者とし、統括管理責任者の指示の下、所掌する地区における、公的研究費の不正使用の防止に係る次の業務を行う。

(1) 地区における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な使用・管理及び不正使用の防止に必要な事項についての教育を実施するとともに、受講状況を管理監督する。

(3) 公的研究費の適切な運営・管理が行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究費適正使用推進副責任者)

第5条 前条第2項各号の業務を実効的に実施する者として、研究費適正使用推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）を置く。

2 推進副責任者は、別表の右欄の推進副責任者欄に掲げる者とする。

3 推進責任者は、前項に規定する者のほか、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を推進副責任者に指名することができる。

4 前項により、同一地区に複数名の推進副責任者を置く場合は、推進責任者は、それぞれの分担を明らかにしなければならない。

5 推進責任者は、推進副責任者を指名した場合は、速やかに指名した推進副責任者を統括管理責任者に報告する。

(不正防止推進部署)

第6条 研究所全体の観点から不正使用の防止を推進する部署として、不正防止推進部署を置く。

2 不正防止推進部署は、研究コンプライアンス本部とする。

3 不正防止推進部署の長は、研究所全体の観点から不正防止計画を策定し、実態を把握・検証するとともに、関係者と協力して、不正使用の防止を推進する。

(誓約書)

第6条の2 研究所は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、規程等の遵守をはじめ不正使用を行わないこと、規程等に違反して不正使用を行った場合は研究所や配分機関の処分及び法的責任を負うことを盛り込んだ誓約書の提出を求める。

(相談窓口)

第7条 研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、研究所内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、外部資金に関しては外部資金室とし、その他は財務部財務課とする。

(告発窓口)

第8条 不正使用の疑いの指摘、本人からの申出（以下「告発」という。）を受け付ける窓口として、告発窓口を置く。

2 告発窓口は、研究コンプライアンス本部とする。

3 研究所は、前項のほか、必要に応じて、研究所外に告発窓口を置くことができる。

(告発の方法、取扱い)

第9条 告発は、電話、電子メール、書面又は面会とする。

- 2 前項の告発は、原則として、顕名により行われ、不正使用を行ったとする者又はグループ、不正使用の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする理由が示されているものを受け付けるものとする。
- 3 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 4 報道又は他の外部機関からの指摘があった場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 研究コンプライアンス本部長は、不正使用に関する告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 顕名による告発の場合、原則として、受け付けた告発に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

(調査)

第10条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を受けたときは、告発の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認し調査の要否を判断する。

- 2 前項の調査の要否を判断するにあたっては、統括管理責任者は、不正使用の疑義が生じている地区における推進責任者に命じ、告発の内容の合理性を確認する。
- 3 最高管理責任者が、調査の実施が必要と判断した場合は、不正防止推進部署が、次の各号について調査し認定を行うものとする。ただし、最高管理責任者が必要と認める場合は、研究所に属さず、かつ、研究所と直接の利害関係を有さない第三者を含む調査委員会を設置し、調査委員会において調査し認定を行うものとする。
  - (1) 不正使用の有無
  - (2) 不正使用の内容
  - (3) 関与した者及びその関与の程度
  - (4) 不正使用の相当額等
- 4 前項の規定にかかわらず、公的研究費が外部資金に該当する場合は必ず調査委員会を設置するものとする。
- 5 調査委員会の委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、研究所が指名又は委嘱する。
- 6 調査委員会に委員長を置き、研究所の指名する者をもって充てる。
- 7 調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 8 調査委員会の事務は、研究コンプライアンス本部が行う。
- 9 研究所は、調査の実施期間中、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、全て若しくは一部の研究費の使用停止を命ずることとする。
- 10 不正防止推進部署又は調査委員会は、第3項の調査及び認定の結果を速やかに研究所へ報告する。ただし、不正使用の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定し、報告すること。
- 11 研究所は、告発に係る公的研究費が外部資金に該当する場合は、配分機関に対し、次の各号の措置を講ずるものとする。
  - (1) 調査の実施の要否の報告

- (2) 調査方針、調査対象及び調査方法等についての報告及び協議
- (3) 告発の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の外部資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の提出。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告書の提出
- (4) 調査の過程において、不正使用の事実が一部でも確認された場合、速やかに認定し、報告すること。
- (5) 調査の終了前に配分機関から求めがあった場合は、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を提出すること。
- (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じること。

(調査結果の公表)

第11条 研究所は、前条第9項の調査結果の報告において、不正使用の認定をしたとの報告があったときは、特段の事情がない限り、次の事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用の内容
- (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会を設置した場合には、調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要な事項

2 研究所は、前条第9項の調査結果の報告において、不正使用の認定がされなかったとの報告があったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が報道される等既に外部に知られている場合及び故意又は重過失によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

この場合において、公表する内容は、不正使用は行われなかったことその他、必要な事項とする。

3 研究所は、前条第9項の調査結果の報告において、当該告発が告発者の悪意に基づくものと報告があったときは、前項の他、告発者の氏名及び所属を公表する。

(不正使用に対する措置)

第12条 第10条の調査の結果、不正使用があったと認められる場合においては、次の各号のいずれかにより措置するものとする。

- (1) 役員に不正使用があったと認められる場合においては、理事長は、その違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行うものとする。
- (2) 職員に不正使用があったと認められる場合においては、不正使用を行った者又は不正使用を行った者の所属長等に管理責任があると認められるときは当該者に対して、その違反の程度に応じ、研究所の規定に基づく必要な措置を厳正に行うものとする。
- (3) 役職員以外の者に不正使用があったと認められる場合においては、必要に応じて、損害賠償請求又は告訴するものとする。

(調査への協力)

第13条 統括管理責任者は、調査において、必要に応じ、役員及び職員等に対して当該調査に関する協力を依頼することができる。

2 調査に関わる部署又は役員及び職員等は、当該調査に協力しなければならない。

(告発者、被告発者等への配慮)

第14条 研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究所は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

3 研究所は、調査協力者等が不利益を受けることがないように十分配慮するものとする。

(情報漏えいの防止)

第15条 研究所は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。

2 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(委員の謝金及び旅費)

第16条 調査委員会に出席する研究所外の委員に対し、謝金及び必要な経費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金の基準（平成15年細則第69号）に定めるところによる。

(制度等の開示)

第17条 相談窓口の長は、研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、必要に応じて、ホームページ等により研究所内又は研究所外へ開示するものとする。

2 研究コンプライアンス本部長は、不正使用の告発に関する仕組みについて、ホームページ等により研究所内又は研究所外へ開示するものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規程第23号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日規程第54号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規程第14号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月28日規程第22号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年9月17日規程第46号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規程第64号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第22号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日規程第39号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規程第11号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月24日規程第44号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月23日規程第73号）

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則（平成27年2月26日規程第22号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日規程第37号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第49号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第35号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規程第61号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第254号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規程第254号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第420号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規程第28号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

地区	推進責任者	推進副責任者
和光地区	和光事業所長	財務部長、契約業務部長及び和光事業所研究支援部長 ※ 2
名古屋地区		
海外地区		
仙台地区		仙台研究支援室長
東京地区	※1	東京研究支援室長
筑波地区	筑波事業所長	筑波事業所研究支援部長
横浜地区	横浜事業所長	横浜事業所研究支援部長
神戸地区	神戸事業所長	神戸事業所研究支援部長
大阪地区		大阪研究支援課長
けいはんな地区	※1	けいはんな研究支援課長
播磨地区	播磨事業所長	播磨事業所研究支援部長

※1 当該組織が属するセンター等が主たる活動拠点とする地区を所掌する研究支援部の属する事業所の所長

※2 人事に係る支出に関する事項については和光事業所研究支援部長、それ以外の支出に関する事項のうち、予算執行に関する事項は財務部長、契約に関する事項は契約業務部長